

保育者志望学生の人権意識と生きかたの関係に関する研究

鈴木 隆 男*¹・水田 和 江*²・鈴木 雅 裕*³・松田 俊*⁴

保育の対象は乳幼児期の小さな子どもであるために、保育に携わるものが特に備えるべき資質に関してさまざまな考察が行われてきた。鈴木(1997)¹⁾は、そのような保育者の資質に関する研究を大まかに次のような2種類に分けている。

第1の型の研究では、保育者の理想像を提示しようとする。このような研究のひとつのタイプは幼児教育の本質から演繹的に保育者の資質を示そうとするものである。たとえば白佐(1969)²⁾は過去の研究から保育者に求められる資質を、精神的健康、外向的で協調的な性格、教養・専門技術・勤勉・研究心、保育の対象に対する愛情、積極的な職業意識という5項目に要約している。最近では松平(2000)³⁾がわが国における保育の歴史をたどりながら、保育者に期待される資質を考察している。

第1の型の研究のもうひとつのタイプは現実の幼児教育の中から帰納的に言及するものである。多くの場合、質問紙法などによって必要性を評価することを通して、保育者に必要な資質を抽出したり、項目間の関係を要約することで、背景にある構造を検討したりする。例えば中邑(1979)⁴⁾は保育実習の評価を因子分析した結果から、保育者には一般的な能力の高さに加えて、事務処理に代表されるような実際の能力が要求されることを示した。このことはその後鈴木(1983)⁵⁾によって支持されている。

第2の型の研究は職業とパーソナリティの関係にその基礎をもつ。先に引用した白佐(1969)²⁾は、矢田部ギルフォード性格検査を用いた研究から、保育者を志望する学生のプロフィールが安定適応積極型を示すことを見出している。大東ほか(1981)⁶⁾も、白佐(1969)²⁾と同様、調査対象の50%弱が安定適応積極型を示し、保育者志望の理由として子どもが好きなことをあげた群で特にその傾向が顕著であることを示した。これら以外にも佐藤ほか(1996)⁷⁾はPFスタディを用いて保育学生のパーソナリティ特性を検討して

いる。また原(1997)⁸⁾は保育者を志望する学生の職業的アイデンティティに関する先行研究の分析から、職業選択が青年期の自我形成の中核要素であり、そのような観点から保育者志望学生の職業選択の条件などについて因子分析を用いた研究を報告している。さらに鈴木(1997)¹⁾は、幼児期や児童期など幼いころからすでに保育者になろうと考えていた学生がかなりいる点に注目し、保育者を志望する学生のアイデンティティ得点を検討することによって、小さなころから保育者になろうと決心していた学生たちのアイデンティティ得点が低いことを指摘し、その原因を進路選択にともなう葛藤の有無に求めている。鈴木はこのような結果をもとにして、はやくから保育者を志していた学生たちの心理的成熟のために、自我同一性獲得という発達課題達成のための働きかけの必要性を指摘している。

これらの先行研究はそれぞれ考察の観点が異なるが、保育者を志望する学生は一般的に安定したパーソナリティをもつこと、保育者にとって人間的な成熟とでもいべきものが必要であることを示している。この点について、原(1997)⁸⁾も職業選択が自我の成熟と深くかかわっていると述べている。

保育者を目指して勉強している学生たちの大部分は、発達的には青年期に区分される。この時期はアイデンティティを獲得するために役割実験を繰り返しながら、自分の生きかたを見つめ、将来を模索する時期であり、それは宗教や政治などのイデオロギーへの主体的なかわりや職業選択の経験によって実現される(Erikson, 1977/1980)⁹⁾。現在では多くの青年にとって宗教や政治とのかかわりは希薄になる一方であり、相対的に職業選択とのかかわりの比重が大きくなっていると思われる。職業につくことは、個人として自己実現を図ると同時に、社会の維持・向上に寄与するという意味を持つ。さらに職業につくことによって、日々の生活の糧を得ることができる。このように職業

*¹ 幼児教育科, *² 西南女学院大学短期大学部保育学科, *³ 近大姫路大学教育学部, *⁴ 大島商船高等専門学校

選択によって、以上に述べた個人的、社会的、経済的意味合いを、自らの内に調和的に実現し、それを通して人間的に成熟していくと考えられる（鈴木、1997）¹⁾。

しかし保育者に求められるものはそれだけではない。多くの研究で保育者の専門性が問題にされる。たとえば鯨岡（2000）¹⁰⁾は保育者の専門性を「これからどういう保育を構成・展開するか」「いま・ここにおける実際の保育をどう実践するか」「保育実践をどう評価するか」という三つの断面から考察している。ここで鯨岡（2000）¹⁰⁾はこのような保育者の専門性を単に知的側面として議論することを戒め、保育者自身の人間性をくぐりぬけて表現されることが必要であると述べている。また岡本ほか（2003）¹¹⁾は保育士の専門性の問題を、保育士養成課程のカリキュラムとの関連の中で検討し、「反省的実践家モデル」にもとづくカリキュラム検討の必要性を指摘している。

ところで現実の社会では、子どもをとりまく悲劇があとをたない。子どもに対する虐待を防止するために、虐待に気づいたものに通報の義務が課せられたが、このことは育児支援との関連で保育者養成の重要課題となっている。育児支援や虐待防止などの問題に対応するために保育者にはその専門性の一端として、鋭い人権感覚が求められる（鈴木・水田・鈴木・松田、2006）¹²⁾。

水田・鈴木（2003）¹³⁾は、保育者の人権に対する感覚を問題にし、保育者を志望する学生の実習体験を分析するなかで、保育や養護の体験が、人権に対する考えかたの形成や保育を実践する態度にどのように影響するか、あるいは女性の就労についてどのように考えているかなどのがらを検討している。その研究の中で水田らは、保育者を志望する学生の人権に対する視点の中に一種の矛盾が潜んでいる可能性を指摘した。保育者には、人の生命を尊重し、人権を保障するという視点をもつことが求められる。保育者を志望する学生は、男女平等、女性の就労に関する差別の禁止など、人権を保障しなくてはならないという視点をもっているものの、自分自身の人生に対する展望としては、保育者としての職業を、結婚や出産を契機として退職し、子育てが一段落してから再び職業生活を開始したいという希望を持っていた。これはいわゆるM型就労という考えかたであるが、人権としての労働という観点から考えると、学生の理解している理念と実際の意識の間には矛盾が存在する可能性がある。そしてこうした学生の人権意識と実践の矛盾について、学生が自らの意識の矛盾に気づき、知識としてだけでなく、

現実のサービス提供のなかで、女性の労働について理解を深めながら、対象の発達を援助できる保育のあり方を考えるようになることの必要性を指摘している。ただしこの研究では、必ずしも学生の人権意識を精密に測定しておらず、水田らの指摘はその点で問題の可能性を示唆したにとどまっている。

それでは保育者が守るべき人権あるいは基本的人権とはどのようなものであろうか。水田・鈴木・鈴木（2004）¹⁴⁾は、基本的人権は、本来人間であれば誰もが当然認められるべき権利と定義し、そのような考察の基礎として、日本国憲法や、第21回国際連合総会（1966年）で採択され、1976年に効力を発生した国際人権規約、さらに国際人権規約を敷衍する形で制定された児童の権利に関する条約などをあげている。

国際人権規約は、「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」、いわゆるA規約と、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、いわゆるB規約として、すべての人間に共通の人権を規定している。社会権規約とも呼ばれるA規約では、男女の同等の権利、労働と労働条件に関する権利、社会保障に関する権利、教育に関する権利、文化に関する権利などが規定されている。また自由権規約とも呼ばれるB規約では、男女の同等の権利を含む差別の禁止、身体的自由と安全の保障、人として認められ、そのプライバシーが侵されないこと、思想・良心・宗教や表現の自由、子どもの権利などがうたわれ、さらにこれらの権利を擁護するための委員会の設置が明記されている。

この国際人権規約を下敷きにして1989年の国際連合総会で採択され1990年に発効した児童の権利に関する条約では、差別の禁止と子どもの最善の利益を考慮すべきこと、生命・生存・発達への権利、子どもの意見の尊重、表現や情報の自由、思想・良心・宗教の自由、プライバシーなどの保護、虐待・放任からの保護、障害児の権利、教育への権利、休息・余暇・遊び・文化的・芸術的生活への参加、経済的搾取・有害労働からの保護などがうたわれている。

また児童福祉法（1947年）では、児童の権利として明文化されていないが、児童の愛護、最低生活を営むことができないときには国に援助する責任があるなど、児童の保護にかかわる波及的な権利を示していると考えられる。

われわれは以上のような国際条約や国内法を背景として、基本的人権、児童の固有の権利と福祉などに関する、学生の態度や意識を精密に測定するための尺度を開発し、その信頼性や妥当性を検討してきた（鈴木・水田・鈴木、2004）¹⁵⁾；鈴木、2005）¹⁶⁾。この尺

度は次に示すようないくつかの分類項目から構成されている。それは、1) 子どもの生存権、発達権、教育権に関する質問、2) 子どもの自由権の基本権に関する質問、3) 差別の禁止にかかわる質問、4) 生存権の保障に関する質問、5) 労働権の保障に関する質問であり、全部で19項目から構成されている。この19項目の質問は人権に対する態度や意識の個人間の差を反映する項目を精選したものであり、全体として人権に対する学生の意識の程度を測定することができる。本研究ではこの尺度を用いて、水田・鈴木(2003)¹³⁾が問題にした、保育者を志望する学生の、職業継続に対する展望が人権に対する態度や意識におよぼす関係を再検討した。

さらに問題をより深く理解するために、青年期の学生たちにとっての人生の問題として、就職を基本とした近い将来の進路に対する考えかたや、そのような職業選択の背景にある生活信条が人権意識におよぼす関係も問題にした。

分析にあたって次のような作業仮説を考えた。第1に、水田・鈴木(2003)¹³⁾の研究が示唆したように、結婚や出産というライフイベントを乗り越えて保育の仕事が続ける意思を持つものの人権に対する意識は高いと予想される。このことと関連して第2に、卒業後の進路に対する展望では、福祉施設への就職を考えるものは、一般企業への就職、結婚やフリーターなどを考えるものに比べて相対的に人権意識が高いと考えられる。第3に、人権意識が高いということは、自らの権利を主張するだけではなく、他者の権利に対して配慮する態度を含むであろう。したがって生活信条が人権意識におよぼす影響という観点では、自分のことを中心とした生きかたではなく、他者のために尽くすという生きかたとかかわると考えられる。ここから、自分の好きなように暮らすという生きかたと比べると、社会のために尽くすという生きかたををするものの人権得点が高くなることが予測できる。

方 法

1. 調査対象：調査の対象となったのは、岡山県南部の中核市にある公立の短期大学保育学科に在籍する学生、および福岡県北部の政令指定都市にある私立大学の短期大学部保育学科に在籍する学生224名であった。

2. 調査方法：調査は2004年6月から7月にかけておこなわれた。調査者が担当する授業終了後、「青年期

の生きかたや価値観に関する研究の資料とするための調査であり、調査結果は研究以外の目的に使用することは決してないこと、資料は統計的に処理し、個別の結果や調査協力者が特定されるようなことがらを公表することはないこと」など、研究目的と個人情報保護について説明し、同時に、「調査に参加することは完全に自由であり、参加しても質問によっては回答を拒否できること、調査に協力しないことによって調査者が担当している授業科目その他の評価で不利益な取り扱いを受けることはないこと」などを十分に説明し、自発的な同意(informed consent)を得たうえで調査用紙を配布した。その後、回答方法を具体的に教示したうえで、調査用紙に回答を記入させ、記入後その場で回収した。

3. 調査内容：調査内容は、学生の人権に対する態度や意識を測定するための質問(19項目)、および学生の生きかたや価値観にかかわる質問から構成された。

人権に対する態度や意識にかかわる質問は表1に示した19項目であり、これらの質問に対して「①ぜんぜんそう思わない」「②あまりそう思わない」「③どちらともいえない」「④まあそう思う」「⑤まったくそのとおりだと思う」という5件法で回答を求めた。それぞれの項目について、人権意識が高い場合に得点が高くなるように1点から5点を配点し、19項目の合計点(人権尺度得点)によって人権意識の程度を評価した。職業の継続に対する考えかたについては「あなたは、卒業後就職したら、いつまで仕事を続けたいと思いますか」という質問に対して、1)「結婚するまで、または子どもが生まれるまで」、2)「子どもが生まれたらしばらく子育てに専念し、子どもの手が離れたら再就職する」、3)「定年になるまでずっと」、4)「よくわからない」という4つの選択肢から一つ選ばせた。

卒業後の進路については、「あなたは、卒業後どのような進路を考えていますか」という質問に対して、「保育所・幼稚園」、「福祉施設」、「進学」、「一般企業」、「結婚・家事手伝い」、「フリーター」という選択肢から一つ選ばせた。

生活信条に関しては、総務庁青少年対策本部(1989)¹⁷⁾の調査から、「人の暮らしかたについて、いろいろな考えかたがあります。あなたの考えに最も近いものを一つだけ選んでください」という質問と「経済的に豊かになる」「社会的な地位を得る」「自分の好きなように暮らす」「社会のために尽くす」という選択肢を用い、一つ選ばせた。

表1 人権に対する態度や意識を測定する質問項目

子どもの生存権，発達権，教育権に関する質問 ・経済的な理由で，高校や大学に進学できないときは，公的に援助をする必要があると思います* ・場合によっては，親が子どもに体罰を加えてもよいと思います ・子どもの進学先を選ぶのは，親の責任だと思います
子どもの自由権的基本権に関する質問 ・子どもは，親の指示に従わなければならないと思います ・子どもが，テレビなどマスメディアに自分の意見をよせるのはよいこととは思いません ・子どもには，余暇や遊びの時間が必要だと思います* ・子どもからみて不当だと思える扱いを，大人から受けても，子どもが意見をいうべきではないと思います ・親は，子どもの手紙の内容を，子どもに無断で調べてもよいと思います ・子どもが学校のきまりなどを自分達で決めるのは，大切なことだと思います*
差別の禁止にかかわる質問 ・夫は社会に出て働き，妻は家事をするのがよいと思います ・自分が望めば，男性でも女性でも高等教育(短大・大学以上)を受けられるのがあたりまえだと思います* ・障害をもっているという理由で，結婚に反対するのは偏見だと思います* ・育児は，夫よりも妻の方より大きい責任があると思います ・老親に介護が必要になったら，妻がその役割を引き受けるとよいと思います ・能力がありながら，障害があるというだけの理由で，就職できないのは差別だと思います*
生存権の保障に関する質問 ・生活に困った人を，国が援助するのはあたりまえだと思います* ・自分が飢えるような状態になったら，生活保護を受けようと思います*
労働権の保障に関する質問 ・産休明けから子どもを預かってくれる制度を，行政が進めていくのはよいと思います* ・女性は，結婚したからといって仕事をやめなくてもよいと思います* *のついた項目は「そう思う」場合に5点，*のついていない項目は「そう思わない」場合に5点

4. 結果の処理法：回答をコンピュータ入力した後，生きかたや価値観，職業選択に関する質問および学年を独立変数とし，人権尺度得点を従属変数として，これらの関係を検討した。分析にはMS Windows 98上で稼動するSPSS11.5J(Base system, Advanced models)を用い，GLM手続きによる2要因分散分析によって被験者間で効果を検討した。また分散分析後の多重比

較には分散分析のオプションとして準備されているBonferroni testを用い，有意水準を5%に設定した。

結果

1. 分析対象：調査対象者の属性(性別，学校，学年)，人権に対する態度尺度，生きかたに関する質問のすべてに回答した女子学生の資料を分析の対象とした。結果として，224名の調査協力者のうち，220名が分析の対象となった。

人権尺度得点は19点から95点の間に分布する。本研究でもちいた220名の資料は，62点から91点の間に分布した。平均は79.4点，標準偏差は5.75点であった。

2. 人権意識と生きかたの関係について：表2に示したのは，仮説1にかかわる，学年と仕事の継続に対する意識の関係を示したクロス集計結果である。卒業後就職したら「結婚や出産まで」仕事を続けると答えたものは1年生より2年生に多く，逆に「定年までずっと」仕事を続けると答えたものは2年生より1年生に多くなっている。

これらの選択が人権に対する態度尺度得点にどのように反映されているかを示したのが図1である。学年間には明確な差が見られないが，「定年までずっと」仕事を続けると答えたものの得点が，それ以外の選択肢グループのもの得点より高くなっているようすがうかがえる。視察によるこれらの印象を，学年(2水準)と職業の継続に対する意識(4水準)とを独立変数とし，人権尺度得点を従属変数とした2要因分散分析によって検討した。グループ間の誤差分散が等しいという帰無仮説が棄却されなかった($F(7,212) = 1.206, p = .301$)ので，分散分析の前提が満たされたと考えた。学年(2水準)×職業の継続意識(4水準)の分散分析を実行した結果，1年生と2年生という学年の効果については有意な効果が見られなかったが($F(1,212) = 1.286, p = .258$)，仕事の継続に対する意識には有意な効果が認められた($F(3,212) = 3.432, p = .018$)。しかしそれらの交互作用効果は有意ではなかった($F(3,212) = .133, p = .940$)。多重比較の結果，「定年までずっと」仕事を続けると答えたグループの平均得点(平均82.0，標準偏差5.86)は，「子育て専念後再就職」すると答えたグループ(平均79.1，標準偏差5.29)，「わからない」と答えたグループ(平均76.8，標準偏差7.24)の平均得点に比較して5%水準で有意に高かった。しかし「結婚や出産まで」仕事を続けると答えたグループ(平均79.1，標準偏差5.71)との間には有意な差が認められなかった。

表2 学年別にみた仕事の継続に対する考えかた

仕事の継続	学 年		合計
	1年生	2年生	
結婚や出産まで	13 10.1%	27 29.7%	40 18.2%
子育て専念後再就職	78 60.5%	48 52.7%	126 57.3%
定年までずっと	26 20.2%	10 11.0%	36 16.4%
わからない	12 9.3%	6 6.6%	18 8.2%
合 計	129 100.0%	91 100.0%	220 100.0%

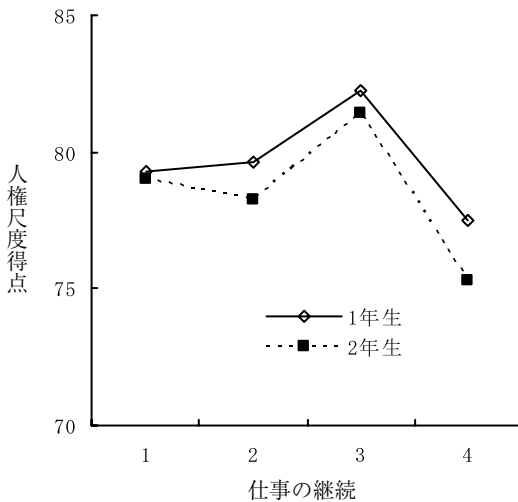


図1 仕事の継続に対する意識と人権尺度得点の関係

横軸は仕事の継続に対する考え方を示す。

- 1. 結婚や出産まで 2. 子育て専念後再就職
- 3. 定年までずっと 4. わからない

表3に仮説2に関する、卒業後の進路に対する選択の分布を示した。調査対象となった学生は全員就職あるいは進学すると答えており、結婚や家事手伝いなど就職も進学もしないと答えたもの、あるいはフリーターのような明確な将来像をもたないものはいなかった。およそ75%は保育所・幼稚園という小さな子どもにかかわる職場を選択しており、福祉施設、進学、一般企業を選んだものはそれぞれ10%以下であった。学年間で比較すると、保育所・幼稚園あるいは進学を選択した割合には差が見られなかったが、

表3 学年別にみた卒業後の進路に対する考えかた

卒業後の進路	学 年		合計
	1年生	2年生	
保育所・幼稚園	98 76.0%	70 76.9%	168 76.4%
福祉施設	15 11.6%	3 3.3%	18 8.2%
進学	11 8.5%	8 8.8%	19 8.6%
一般企業	5 3.9%	10 11.0%	15 6.8%
合 計	129 100.0%	91 100.0%	220 100.0%

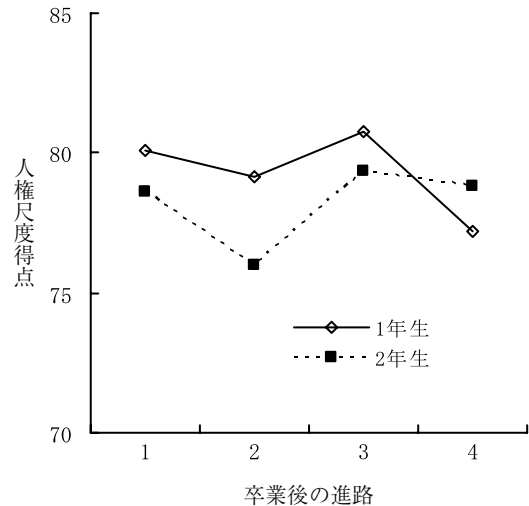


図2 卒業後の進路と人権尺度得点の関係

横軸は卒業後の進路を示す。

- 1. 保育所・幼稚園 2. 福祉施設
- 3. 進学 4. 一般企業

1年生は2年生に比べて福祉施設を選択したものの割合が多く、一般企業を選択したものの割合が少なくなっていた。このことは就職や進学といった将来の進路選択に直面した2年生は、福祉施設の求人がそれほど多くないという現実と直面し、現実的な選択をしているのかもしれない。

これらの選択が人権尺度得点にどのように反映されているかを示したのが図2である。仕事の継続との関係を示した図1に比べると学年間の平均得点の差が大きい印象をうける。学年(2水準)と卒業後

の進路（4水準）を独立変数とし、人権に対する態度尺度得点を従属変数とした2要因分散分析によってこのような印象を検討した。

グループ間の誤差分散が等質であるという帰無仮説は棄却されなかった ($F(7,212) = 1.315, p = .245$) ので、学年（2水準）×卒業後の進路（4水準）の分散分析を実行した。その結果図から得られた印象にもかかわらず、学年については有意な効果が見られなかった ($F(1,212) = .606, p = .437$)。また卒業後の進路に関する効果 ($F(3,212) = .632, p = .595$)、学年と卒業後の進路の交互作用効果 ($F(3,212) = .376, p = .771$) も、ともに有意ではなかった。

表4に示したのは、仮説3を検討するために、学年と生活信条の選択の関係を要約したものである。

生きかたとして最も多いのは「自分の好きなように暮らす」であり、学年を問わず約6割の学生が選択している。ついで「経済的に豊かになる」であるが、これを選んだものは2年生のほうがやや多い傾向が見られた。第3位は「社会のために尽くす」という生きかたであり、これは1年生のほうが2年生より選択したものが多かった。もっとも選択が少なかったのは「社会的な地位を得る」であり、学年を問わず2%にすぎなかった。

これらの生活信条と人権尺度得点の関係を示したのが図3である。「社会的な地位を得る」を選んだグループでは学年間の差がうかがえるが、その他ではほとんど差が見られない。ただし、このグループは表に示したように全体で5人と人数が極端に少ない。学年（2水準）と生活信条（4水準）を独立変数とし、人権に対する態度尺度得点を従属変数とした2要因分散分析によってこれらの関係を検討した。グループ間の誤差分散の等質性に関する帰無仮説が棄却されなかった ($F(7,212) = 1.424, p = .197$) ので、学年×生活信条の分散分析を実行した。その結果学年の効果 ($F(1,212) = 1.927, p = .167$)、生活信条の効果 ($F(3,212) = 1.258, p = .290$)、および学年と生活信条の交互作用効果 ($F(3,212) = .217, p = .884$) ともに有意ではなかった。

考察および論議

結果は、1) 定年まで職業生活の継続を望んでいるものは、子育て専念後再び職につくと答えたものや、わからないと答えたものに比べて、人権尺度得点有意に高かった、2) 養成課程卒業後の進路の選択と人権尺度得点の間には明確な関係が見られなかった、3)

表4 学年別にみた生活信条

生活信条	学 年		合計
	1年生	2年生	
経済的に豊かになる	32 24.8%	28 30.8%	60 27.3%
社会的な地位を得る	3 2.3%	2 2.2%	5 2.3%
自分の好きなように暮らす	77 59.7%	55 60.4%	132 60.0%
社会のために尽くす	17 13.2%	6 6.6%	23 10.5%
合 計	129 100.0%	91 100.0%	220 100.0%

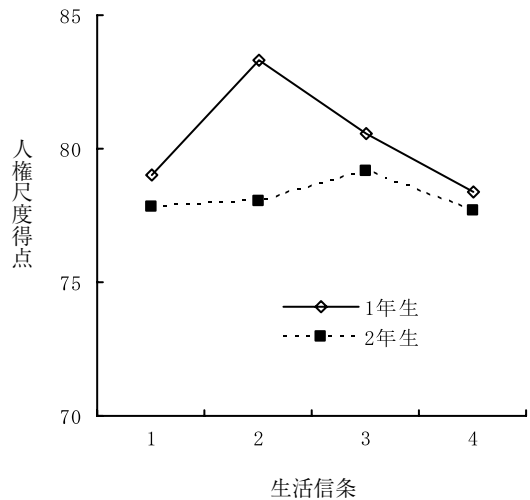


図3 生活信条と人権尺度得点の関係

横軸は生活信条を示す。

1. 経済的に豊かになる
2. 社会的な地位を得る
3. 自分の好きなように暮らす
4. 社会のために尽くす

生きていくうえでの価値観を反映すると思われる生活信条と人権尺度得点の間には明確な関係が見られなかった、というように要約できる。

分散分析および多重比較の結果、定年まで職業を継続すると答えた群の人権尺度得点は、結婚や出産まで働くことと答えた群の得点との間には有意な差が得られなかったが、それ以外の2群の得点に比べて有意に高かったことから仮説1は支持されたと考えてよいと思われる。先に述べた水田・鈴木 (2003)¹³⁾の研究ではこ

の点について明確な関係を得ていない。このような相違が生じた原因はそれぞれの研究で用いた人権意識を測定するための方法のちがいに求められるであろう。水田・鈴木 (2003)¹³⁾ では研究対象となった学生の人権意識を測定するための尺度は、人権にかかわる質問を集めただけのものであった。このため項目によっては調査対象全員が同じように回答する場合がありますが、結果として人権に対する態度の差を反映しなかった可能性が大きい。これに対して、本研究で用いた尺度は、上位-下位分析 (Good-Poor analysis)、項目-全体得点相関分析、 α 係数などの方法によって弁別力の低い項目を削除し、尺度としての信頼性や妥当性の検討を経たものである (鈴木・水田・鈴木, 2004¹⁵⁾; 鈴木, 2005¹⁶⁾)。このように用いた尺度の精度の向上によって、本研究のように人権意識と就労に対する態度の間にかなり明確な関係を得ることができたと考えられる。

ただ子育て専念後再び職につくという選択肢に関しては、次のような問題が残っている。すなわち、実質的に機能しているかどうかは別にして、現在では育児休業に関する法律が徐々に整備されている。このことに関連して、結婚や出産を契機に退職し、子育てが一段落してから再び職業につくという考えかたと、出産を契機に育児休業などの制度を最大限に活用して子育てをし、その後もとの職場に復帰するという考えかたととは分離してとらえることが必要であろう。水田・鈴木 (2003)¹³⁾ の研究にしても、本研究にしても、この点に関する考慮はなされていない。

このような問題点や、結婚や出産まで働くと言ったものの人権尺度得点と定年まで働くと言ったものの得点との間の差が有意ではなかったといった問題が残りはするが、仮説1は一応支持されたと考えられる。

卒業後の進路の選択そのものは人権尺度得点と明確な関係が見られなかったため、仮説2は支持されなかった。また生活信条と人権尺度得点の間にも明確な関係が見られなかったため、仮説3も支持されなかった。

これらの2つの仮説が支持されなかった理由の一つには、青年の意識の多様化という問題があるかもしれない。社会が豊かになり、しかも複雑になるにしたがって、そこで暮らす人々の意識も多様化する。そのため人権という単一の変数では説明しきれない別の要因がかかわっているかもしれない。さらに仮説3に関しては、積極的に社会とかわる生きかた

を青年が望まなくなっているという見方もできるであろう。

本研究を実施したわれわれの立場は、自分の人生の選択や生きかたは人権意識の高低にかかわり、人権意識の高いものはそうでないものに比べて、一方では自らの労働に対する意識が高く、他方では自分の権利の主張と同時に、他者の権利に対する配慮から、社会のために尽くす生きかたを選択するというものであった。この基本的な立場は、仮説1だけが支持され、仮説2と仮説3が支持されなかったため、部分的にしか支持されなかった。このことは水田・鈴木 (2003)¹³⁾ が示唆した、学生たちの考えかたや生きかたの中にある、ある種の矛盾を反映しているのではないと思われる。女性の労働力率を年齢層別に図示すると、M字型の曲線になるが、水田・鈴木 (2003)¹³⁾ は保育の対象の人権に対する理解はありながら、自分自身の生きかたとしてこのような日本の女性に特徴的な就労形態である、M型就労を選択するという、理解と実践の間の乖離を問題にした。本研究結果はそのような、理解と実践の乖離という可能性を含めて、人権意識の高いものは、自分の人生にかかわる労働の問題について、いわばライフワークとしての労働を選択する傾向があることを明確にしたのに対して、自分の人生を超えた社会に対するかわりという点では、社会のために尽くす生きかたと、その対極にある自分の好きなように暮らすという生きかたとの違いを明確にできなかった。学生たちは、ある意味で自分の権利を守り、主張するレベルにとどまり、それが社会とのかかわりというレベルにまで達していない、どこか自己中心的な意識もっているのではないかと感じられる。

このような観点について、この質問の出典である世界青年意識調査 (総務庁青少年対策本部, 1989)¹⁷⁾ でも「社会のために尽くす」と答えたものは2.8%と極めて少なかったことが報告されている。選択肢の表現は異なるが、総務庁青少年対策本部 (2001)¹⁸⁾ がおこなった別の調査でも、人の暮らしかたに関する質問で「社会や他の人々のためにつくしたい」という項目を選んだものは、15歳から17歳、18歳から21歳では5.4%、22歳から24歳では6.9%であった。

また山内 (2003)¹⁹⁾ は、NHK放送文化研究所が中高生とその父母を対象として2002年夏に実施した「中学生・高校生の生活と意識調査」を分析したレポートの中で、「自分の生活より社会のことを考える」という生きかたか「社会のことを考える前に自分の生活を大切にする」生きかたかを問う質問の結果を紹

介しているが、そこでは高校生の74%、中学生の69%、彼らの母親の88%、父親の80%が「社会のことを考える前に自分の生活を大切にすると答えている。この調査の対象となった中学生や高校生は1984年4月2日から1990年4月1日の間に生まれており、本研究の対象となった学生より年齢が多少低い、その父母の世代の結果も考え合わせると、このような考えかたは今のわれわれの社会の一般的な考えかたをかなり反映していると思われる。本研究の調査対象者でも、「自分の好きなように暮らす」と答えたものが全体の60%に対して、「社会のために尽くす」は10.5%にすぎない。もちろんここに引用した数字はそれぞれの調査において「社会のためにつくす」生きかたを反映した選択肢を選択した人数の割合であり、われわれが測定した、従属変数としての人権尺度得点の差ではない。それぞれの選択肢と人権尺度得点の関係についてわれわれが設定した仮説が正しければ人数の分布とはかかわりなく群の平均得点の高低としてあらわれるはずである。この点で仮説が支持されなかったのであるから、従属変数としての人権尺度得点は生活信条の違いを反映しなかったと考えなくてはならない。ただ社会全体がこのような自分を中心とした考えかたに傾いているため、保育者を志望する学生の間では人権尺度得点の差としてあらわれなかったのかもしれない。今後は保育者を志望する学生と、それ以外の福祉領域の専門職を志望する学生たちや福祉領域以外の社会経済的な領域へ進もうとしている学生たちの意識を比較するという形で分析が必要だと思われる。

学生たちの人権意識は、自分にかかわる私的な領域については明確に意識されるが、自分の生活を越えた社会全体との関係という、いわば社会活動的領域では未熟で、人権感覚がそれほど高くないことを示しているのかもしれない。そのため、私的な領域では明確な権利意識を持つことができるが、社会活動的領域ではそれが明確にあらわれず、生きかたとして、自分の身の回りを中心として、社会の変革のためではなく、自分が自由に誰からも制限を受けることなく生きていくという意識につながっているのではないか。このように考えれば、今後の保育士養成教育のなかでは、私的な領域にとどまっている学生たちの人権意識を、社会活動的、いわば公的な領域にまで拡張できるような働きかけを目指す必要があるだろう。

要 約

保育者を志望する短期大学の女子学生220名を対象として、人権意識が高いほど得点が高くなるように構成した、19項目からなる人権尺度得点と、生きかたの関係を検討した。

職業の継続に対する展望に関しては、定年までずっと仕事を続けると考えている学生の人権尺度得点が、子育て専念後再就職しようと考えているものの得点に比べて有意に高かった。しかし、卒業後の進路選択、生活信条と人権尺度得点の関係は明確にならなかった。

これらの結果は、人権意識の高低は、職業生活の継続という、自分の生活にかかわる私的領域には影響をおよぼすが、社会のために活動する（職業選択としての福祉施設への就職、生活信条としての社会のために尽くす）という生きかた、すなわち社会活動的領域にまでは影響をおよぼしていないことを示していると考えた。

このような考察から、私的な領域にとどまっている学生の人権意識を、社会活動的、いわば公的な領域にまで拡張していく働きかけが必要であることを指摘した。

参考文献

- 1) 鈴木隆男, 保育者志望時期とIdentity得点の関係. 保母養成研究, **14**, pp.13-19, p.114, 1997.
- 2) 白佐俊憲, 保育者志望学生の性格特性について. 臨床心理学研究, **8**, pp.47-54, 1969.
- 3) 松平信久, 保育者は何を期待されてきたか. 発達 (ミネルヴァ書房), **83**, pp.2-8, 2000.
- 4) 中邑幾太, 因子分析法の理論と実際. 学芸図書, 1979.
- 5) 鈴木隆男, 因子分析による保育者の資質の検討. 宇部短期大学学術報告, **20**, pp.31-35, 1983.
- 6) 大東和人・光岡攝子・鈴木隆男・富田輝美・有田宏子・朝比奈康代・加藤玲子, 保育者の資質に関する研究(1)その4 体格・体力とパーソナリティ特性. 宇部短期大学学術報告, **17**, pp.113-125, 1981.
- 7) 佐藤牧人・君島直子・原千恵子・北岡 晶・近藤順子・柴田省三・佐藤嘉晃, PFスタディ反応を通してみた保育者養成校女子学生のパーソナリティ—短大女子学生との比較—. 東京都高等保育学院紀要, **16**, pp.76-83, 1996.
- 8) 原千恵子, 青年期における職業的アイデンティティ

- イについて. 東京都高等保育学院研究紀要, **17**, pp.33-43, 1997.
- 9) Erikson, E. H. (仁科弥生訳), 幼児期と社会 I・II. みすず書房, 1977/1980.
- 10) 鯨岡 峻, 保育者の専門性とはなにか. 発達 (ミネルヴァ書房), **83**, pp.53-60, 2000.
- 11) 岡本和子・矢藤誠慈郎・諏訪英広・光本弥生, 保育者養成の再検討Ⅲ－保育士養成課程のカリキュラム改正と保育士の専門性－. 岡山県立大学短期大学部研究紀要, **10**, pp.93-105, 2003.
- 12) 鈴木隆男・水田和江・鈴木雅裕・松田たかし, 虐待認知に関する研究. 倉敷市立短期大学研究紀要, **45**, pp.1-7, 2006.
- 13) 水田和江・鈴木隆男, 保育学生施設の施設実習体験と人権意識. 西南女学院短期大学研究紀要, **49**, pp.35-43, 2003.
- 14) 水田和江・鈴木雅裕・鈴木隆男, 学生の人権に対する考え方についてⅢ 質問項目の再検討 1. 日本保育学会第57回大会発表論文集, pp.914-915, 2004.
- 15) 鈴木隆男・水田和江・鈴木雅裕, 学生の人権に対する考え方についてⅣ 質問項目の再検討 2. 日本保育学会第57回大会発表論文集, pp.916-917, 2004.
- 16) 鈴木隆男, 人権に対する態度尺度の検討 1. 中国四国心理学会論文集, **37**, p.104, 2005.
- 17) 総務庁青少年対策本部, 世界の青年との比較からみた日本の青年－世界青年意識調査 (第4回) 報告書－. 大蔵省印刷局, 1989.
- 18) 総務庁青少年対策本部, 第2回青少年の生活と意識に関する基本調査 (概要). 2001.
http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/seikatu2/1_6.html (2008年9月25日アクセス).
- 19) 山内利香, 社会よりも自分, 未来よりも今が大事. NHK放送文化研究所 (編) NHK中学生・高校生の生活と意識調査第3章. 日本放送出版協会, pp.131-163, 2003.

(受理 平成20年10月31日)

Abstract

Research on the relationship between awareness of human rights and life philosophy for the students who want to be child-care workers

Takao SUZUKI*¹, Kazue MIZUTA*², Masahiro SUZUKI*³
and Takashi MATSUDA*⁴

The relationship between student's cognition for human rights and their lifestyle were examined for 220 women junior college students who want to be child-care workers. The human rights scales scores are consisted of 19 items, which set so that the higher the awareness of human rights the higher the scores.

From the point of view of the continuance of the occupation, the human rights scale scores of the students who want to keep work for a long time up to the retirement age were significantly higher comparing with those who want to gain reemployment after concentrating on child-raising until their children care for themselves. However, the relationship among the choice of the future path after graduation from junior college, life philosophy and the human rights scale scores did not become clear.

It would appear that these results to show that the high/low of the awareness of human rights had influenced on the private realms related to their continuance of the occupation life, but not even on the lifestyle that act for the benefit of the society (finding employment of the welfare facilities for the job selection and serving their society for their principles in life), that is, the areas of social activities.

From these considerations, the awareness of human rights of the students who had stayed in private realms was pointed out the necessity of the approach enhanced even to social activities, so to speak, public realms.

(Received October 31, 2008)

*¹ Department of Early Childhood Education, *² SeinanJo Gakuin University Junior College, Department of Early Childhood Education,

*³ University of KinDAI Himeji, Faculty of Education, *⁴ Oshima National College of Maritime Technology, Information Science and Technology Department